日医発第32号（地7）
平成３０年４月５日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
横　倉　義　武

融雪出水期における防災態勢の強化について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「降積雪期における防災態勢の強化等について」につきましては、平成２９年１２月７日付日医発第860号（地Ｉ248）をもって除雪中の事故防止対策の徹底等をお願いしたところですが、今般、安倍晋三 中央防災会議会長（内閣総理大臣）より本職に対し、融雪出水期における防災態勢の強化について要請がありました。

本件は、今冬は福井県、新潟県等記録的な大雪となっている地域があり、融雪による被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、防災態勢の一層の強化を求めるものであります。

本通知で示された留意点の内、特に、２．警戒避難態勢の強化、４．要配慮者等への配慮、５．災害即応態勢の確立が医師会活動に関わるものと存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につきご高配の程お願い申し上げます。

中防災第８号
平成30年３月６日

公益社団法人日本医師会会長　殿

中央防災会議会長
（内閣総理大臣）
安倍　晋三

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（平成29年11月21日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、今冬は、福井県や新潟県を中心に記録的な大雪となっている地域があり、今後も降雪時期が続くことから、引き続き、警戒体制を確保し、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、大雪後の融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。融雪による河川の氾濫及び土砂災害によって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、貴管下関係機関に対する指導方よろしくお願いする。

記

１．気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

昨年、栃木県では登山講習会参加中の高校生等が雪崩に巻き込まれ８名の方が亡くなる等、甚大な人的被害が発生しているため、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、ＳＮＳ等）等により提供された情報を活用すること。情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や、広報車、コ

ミュニティＦＭ、インターネット（ホームページ、ＳＮＳ等）等の多様な情報伝達手段を組み合わせて活用し、住民等に早い段階から確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報連絡手段の確保について留意すること。

２．警戒避難体制の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民、特に一人暮らしの高齢者等要配慮者への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難体制の強化を図ること。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 61 条の２の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等に関する事項について助言を求めることができること及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌に関し必要な助言をすることを地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

３．危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

４．要配慮者等への配慮

平常時より、高齢者等の要配慮者宅や要配慮者が利用する施設等の関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促す等、警戒避難体制の強化に努めること。

なお、平成 28 年 12 月より避難情報の名称を「避難指示（緊急）」、「避難勧告」及び「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したので留意されたい。

５．災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に

関する概括的情報等の被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底する等、事前に所要の手続や要件等を確認しておくこと。

以上